

● Q&A お客さまからのご質問にお答えします。

Q 本人がガンと知らないときは給付金を請求できないの？

A 代理請求人が被保険者に代わってガン入院給付金等を請求いただけます。

▶ガン入院給付金等は通常被保険者ご本人に請求いただけますが、被保険者がガンと知らされていない場合等ガン入院給付金等を請求することができない特別な事情があるときは、代理請求人がガン入院給付金等を請求することができます。

代理請求人の種類

指定代理請求人	代理請求人
ご契約者が被保険者の同意を得て、約款所定の範囲内であらかじめ指定した方。 例：被保険者の配偶者、親、子、兄弟姉妹等	指定代理請求人が指定されていない場合、または指定代理請求人が代理請求することができない特別な事情がある場合に、被保険者との関係が約款所定の範囲内である方。

Q 給付金が支払われない場合があるの？

A たとえば次のような場合には、給付金等をお支払いできません。

給付金等をお支払いできない場合	例
ガンの保障が始まる前(ガン給付責任開始期前)に、ガンと診断確定された場合	ご契約後に健康診断で胃の異常を指摘され、精密検査の結果、ガン給付責任開始期前に胃ガンと診断確定されたとき ※ご契約者・被保険者がガンと診断確定された事実を知っていると知っていないとにかかわらず、ご契約は無効になります。
故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき	ご契約前の「慢性肝炎」での通院について、告知書にて正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき
第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき	—
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき	—
お支払対象とならない手術を受けられたとき(ガン手術給付金の場合)	・大腸のポリープ(良性)の摘出術 ・診断・検査(生検(せいけん)、腹腔鏡検査等)を目的とした細胞の摘出術等
ガンの治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合等	肺ガンで通院治療中に、急性心筋梗塞の治療を目的とする入院をされたとき

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

健康で快適な生活を応援します!

三井住友海上あいおい生命のお客さま専用電話相談サービス

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし、介護に関する相談サービスをお電話にてご提供しています。(通話料無料)

満点生活応援団

<サービス内容>

健康・医療相談	看護師相談 医療機関総合情報提供 ヘルスチェックサービス	八大疾病専門相談 女性専門医の情報提供 こころの相談	先進医療相談 メディカルオピニオンサービス 検診施設紹介・相談	おくすり相談 紹介状発行サービス 女性のための検診施設紹介・相談
暮らしの相談	育児・子育て相談 税金の相談 相続相談	暮らしの情報提供 暮らしのトラブル相談	パソコン・デジタル家電相談 資産運用相談	ペット相談 社会保険労務士相談
介護相談	介護相談	介護・福祉総合情報提供		

※「満点生活応援団」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

※サービスの内容等は2018年9月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※海外からのご利用はできません。また、一部のサービスについては、お住まいの地域によってご紹介できない場合があります。

<提供対象契約および利用対象者>

カテゴリー	提供対象契約	利用対象者
健康・医療相談	サービス利用申出日において、有効に継続している保険契約	左記の提供対象契約の保険契約者、被保険者および同居のご家族
暮らしの相談		
介護相談		

※サービス内容の詳細については、満点生活応援団利用規約をご確認ください。

※各種相談は、満点生活応援団専用のお電話にて承ります。満点生活応援団の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内、年1回お届けする「ご契約内容のお知らせ」をご覧ください。通販デスクまでお問い合わせください。

サービス受付の際には、ご契約の「証券番号」を確認させていただきますので、保険証券をお手元にご用意ください。

お問い合わせは、お気軽に
(通話料無料)

通販デスク 0120-506-252

コールセンター
月曜日～金曜日
9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除きます)

生命保険契約のご検討に際しては、必ず [契約概要](#) [注意喚起情報](#) [ご契約のしおり\(抜粋\)](#) をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

通販デスク TEL:0120-506-252(無料)

受付時間 月～金 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)

http://www.msa-life.co.jp

[MS]B2595 3,000 2018.04.01 (新・一) 65 2018-E-8111(2018.9.2)

パンフレット

改定

2018.9

通販専用

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

ガン保険スマート

ガン保険(無解約返戻金型)(18) 無配当

ガンによる入院・手術等の保障が
一生継続します



この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

ガンの保障

安心の終身保障「ガン保険スマート」

「ガン保険スマート」は「ガン保険（無解約返戻金型）（18）無配当」の販売名称です。

基本
プラン

保障充実
プラン

からお客さまのニーズに合わせてお選びいただけます。

● 保険料の払込期間は「60歳払込満了」「終身払」からお選びいただけます。

60歳払込満了とは…

保険料のお払込みは60歳※までとなります。
(将来の保険料負担をなくすることができます。)

※満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約当日の前日までのお払込みであり、契約当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日までのお払込みとなります。契約当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。

終身払とは…

保険料のお払込みが一生にわたります。
(「60歳払込満了」に比べ、毎回の保険料負担を軽減できます。)

● 健康状態に関する3つの告知のみでお申込みいただけます。

※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引受けできない場合があります。

保障充実 プラン

P.5をご参照ください。

基本プラン

P.3をご参照ください。

ガン治療のための入院・手術等をしっかりサポート

入院

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を
目的として入院されたとき

ガン入院給付金

5日以内の入院:ガン入院給付金日額×5 6日以上入院:ガン入院給付金日額×入院日数

日数制限
なし

日帰り入院から入院5日目まで
一律5日分をお受け取りいただけます。

※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。

手術

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を
目的として手術を受けられたとき

ガン手術給付金

回数制限
なし

ガン入院給付金日額の20倍を
お受け取りいただけます。

※ガン根治放射線照射(粒子線治療を含む)・ガン温熱療法も対象です。対象となる手術は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

診断

ガン(上皮内ガンを含む)と
診断確定されたとき
(再発・転移による入院を含む)

ガン診断給付金

1年に
1回を限度
回数制限
なし

ガン給付責任開始期以後に初めて
ガン(上皮内ガンを含む)と診断確定
されたとき、およびその後1年以上経過してガンにより
入院されたとき、お受け取りいただけます。

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いできません。

先進医療

ガン(上皮内ガンを含む)を
直接の原因として先進医療による
療養を受けられたとき

ガン先進医療給付金

実費払

ガンを直接の原因として先進医療による療養を
受けられたとき、お受け取りいただけます。

先進医療にかかわる技術料と
約款所定の交通費・宿泊費(保険期間通算2,000万円まで)

※宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。

※先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。

抗ガン剤治療等もしっかりサポート

抗ガン剤治療

ガン(上皮内ガンを含む)の
治療を目的として約款所定の
抗ガン剤治療を受けられたとき

抗ガン剤治療給付金

次の1~3のすべてに該当する抗ガン剤^{注1}治療が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療
- 2 ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療
- 3 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療
 - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - ・約款所定の先進医療^{注2}による療養
 - ・約款所定の患者申出療養^{注2}による療養
 - ・上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

注1 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、以下に分類される薬剤をいいます。

L01.抗悪性腫瘍薬 L02.内分泌療法(ホルモン療法) L03.免疫賦活薬 L04.免疫抑制薬 V10.治療用放射性医薬品

注2 先進医療・患者申出療養とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

※抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

ガンの通院治療

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を
目的として通院されたとき
(支払対象期間中は何日でも保障)

ガン治療通院給付金

次の期間(支払対象期間)中の通院が対象になります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ・ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ・ガンの治療を目的として入院されたとき^{注3}

ガンの治療として一般的な、手術・放射線治療・抗ガン剤(点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます)治療をはじめとして、ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法等で通院された場合も保障します。ただし通院とは医師による治療が必要であり、約款所定の病院または診療所で外来による診察・投薬・処置・手術・その他の治療を受けることをいいます。

注3 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

※通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

※検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

? 「上皮内ガン」とは

上皮内ガンとは、ガン細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜の中)にとどまっており、それ以上浸潤していないごく早期のガンのことをいいます。

※この保険の対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。詳細は「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

基本プラン

保険期間：終身
保険料払込期間：60歳払込満了もしくは終身払

主契約	保障内容	日額10,000円プラン			日額5,000円プラン	お支払事由
		日帰り入院から入院5日目まで一律	日帰り入院から入院5日目まで一律	日帰り入院から入院5日目まで一律	日帰り入院から入院5日目まで一律	
入院	ガン入院給付金	50,000円	50,000円	25,000円	ガンの治療を目的として入院されたとき	
		10,000円	10,000円	5,000円		
手術	ガン手術給付金	20万円	20万円	10万円	ガンの治療を目的として手術を受けられたとき	
診断	ガン診断給付金	200万円	100万円	50万円	ガンと診断確定されたとき(再発・転移による入院を含む)	
先進医療	ガン先進医療給付金	先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)			保険期間通算 2,000万円まで	ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いできません。

参考 ガンは再発する可能性もあります。

胃がん	II期の胃がん 術後3年以内の再発率	17%	子宮体がん	II期の子宮体がん 術後3年以内の再発率	11%
肺がん (非小細胞がん、根治手術可)	IIA期の肺がん 術後3年以内の再発率	12%	大腸がん	II期の大腸がん 術後3年以内の再発率	8~10%

※再発率は術式(どのような手術、処置をしたか)などにより大きく異なっています。新日本保険新聞社「2017年版 こんなにかかる医療費」

ガンになっても自分らしい生活を送るために

ガンと診断されたときから、精神的な不安やいろいろな痛みを抱えることになります。治療に伴うストレスを少しでも減らし、自分らしい生活を送ることが大切です。入院や手術等治療にかかわる費用以外に、用途を限らず幅広く使える資金があると安心です。

治療の選択

- セカンドオピニオンの利用
主治医以外の医師に意見を求めることで、自分にふさわしい治療を選ぶことができます。
- 自由診療
先進医療だけでなく自由診療にも体への負担が小さく効果が高い治療があります。ただ、自由診療は公的医療保険対象外のため全額自己負担になります。

治療後

- かつら(ウィッグ)
抗ガン剤治療中、副作用として脱毛してしまうことがあります。
- 再発の予防
定期検診(PET検診)の費用がかかります。
- 眉・まつげのケア
抗ガン剤の副作用で髪の毛だけでなく、眉やまつげが抜けてしまうこともあります。

「先進医療」とは?

- 1 先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進的な医療技術として認められた技術をいいます
- 2 指定されている限られた医療機関のみで行われます
実施医療機関が遠方の場合等は、医療機関までの交通費や宿泊費の負担も無視できません。
- 3 一般の保険診療と異なるため、公的医療保険制度の対象外です
先進医療にかかわる費用は、医療技術の種類や医療機関等によって異なり、全額自己負担することになります。
先進医療にかかわる費用以外の、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院等)の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。
※保険給付にかかる一部負担については、高額療養費制度が適用されます。

同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命の先進医療関係特約を複数契約することはできません。

お受取例

(基本プラン:日額10,000円(ガン診断給付金額:200万円)プランにご契約の場合)

大腸の上皮内ガンと診断確定。3日間入院し、手術を受けた。

ガン診断給付金
200万円

ガン入院給付金
5万円
(1万円×5日分)

ガン手術給付金
20万円

給付金合計
225万円

1 お支払事由(お支払いできる場合)、給付に際しての制限事項につきましては、P.7~8をご確認ください。

保険料表

月払保険料
(口座振替扱・クレジットカード扱)

プラン	日額10,000円プラン								日額5,000円プラン			
	200万円				100万円				50万円			
	60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
プランコード	8ソ	8タ	8チ	8ツ	8テ	8ト	8ナ	8ニ	8ヌ	8ネ	8ノ	8ハ
契約年齢(歳)	※保険料はご契約時のまま変わりません。(単位:円)											
18	3,348	3,367	2,634	2,718	2,318	2,308	1,826	1,863	—	—	—	—
19	3,457	3,470	2,698	2,760	2,388	2,375	1,868	1,884	—	—	—	—
20	3,577	3,575	2,756	2,822	2,468	2,443	1,902	1,925	—	—	—	—
21	3,691	3,683	2,828	2,878	2,540	2,512	1,948	1,958	—	—	—	—
22	3,828	3,798	2,886	2,946	2,629	2,585	1,982	2,002	—	—	—	—
23	3,955	3,917	2,974	2,992	2,708	2,660	2,041	2,025	—	—	—	—
24	4,121	4,040	3,042	3,064	2,821	2,737	2,080	2,071	—	—	—	—
25	4,284	4,191	3,124	3,116	2,928	2,838	2,131	2,097	1,515	—	—	—
26	4,447	4,352	3,210	3,192	3,030	2,944	2,184	2,145	1,566	1,525	—	—
27	4,638	4,507	3,320	3,270	3,156	3,043	2,259	2,194	1,630	1,576	—	—
28	4,829	4,678	3,414	3,340	3,277	3,154	2,316	2,234	1,691	1,632	—	—
29	5,045	4,864	3,524	3,424	3,416	3,273	2,386	2,286	1,761	1,692	—	—
30	5,279	5,065	3,636	3,520	3,569	3,404	2,457	2,349	1,839	1,758	—	—
31	5,538	5,247	3,754	3,610	3,739	3,511	2,531	2,404	1,924	1,813	—	—
32	5,800	5,491	3,878	3,702	3,906	3,674	2,608	2,460	2,009	1,895	—	—
33	6,104	5,729	4,006	3,800	4,104	3,824	2,687	2,519	2,109	1,971	—	—
34	6,427	6,009	4,138	3,898	4,316	4,010	2,768	2,578	2,215	2,065	—	—
35	6,765	6,293	4,286	4,006	4,531	4,193	2,862	2,647	2,324	2,158	—	—
36	7,154	6,606	4,452	4,110	4,787	4,396	2,970	2,709	2,453	2,261	1,529	—
37	7,566	6,943	4,614	4,226	5,054	4,616	3,071	2,782	2,588	2,372	1,579	—
38	8,019	7,300	4,780	4,328	5,347	4,846	3,174	2,843	2,736	2,489	1,631	—
39	8,532	7,681	4,964	4,444	5,685	5,093	3,291	2,916	2,906	2,614	1,689	1,502
40	9,083	8,104	5,154	4,552	6,042	5,372	3,411	2,985	3,086	2,756	1,749	1,536
41	9,682	8,558	5,352	4,652	6,433	5,676	3,535	3,045	3,283	2,910	1,811	1,566
42	10,362	9,041	5,558	4,756	6,880	5,995	3,663	3,112	3,509	3,072	1,875	1,600
43	11,108	9,565	5,784	4,860	7,366	6,340	3,806	3,179	3,755	3,247	1,947	1,633
44	11,949	10,147	6,018	4,962	7,914	6,724	3,953	3,245	4,031	3,442	2,020	1,666
45	12,919	10,807	6,270	5,054	8,552	7,162	4,114	3,301	4,353	3,664	2,101	1,694
46	14,000	11,580	6,520	5,158	9,256	7,683	4,269	3,368	4,709	3,929	2,178	1,728
47	15,276	12,442	6,800	5,260	10,098	8,254	4,449	3,434	5,134	4,220	2,268	1,761
48	16,726	13,461	7,072	5,372	11,043	8,934	4,615	3,505	5,611	4,565	2,351	1,796
49	18,441	14,637	7,370	5,480	12,161	9,709	4,804	3,574	6,176	4,960	2,446	1,831
50	20,503	16,067	7,672	5,594	13,509	10,657	4,990	3,646	6,857	5,442	2,539	1,867
51	23,048	17,844	7,994	5,706	15,175	11,835	5,191	3,712	7,698	6,040	2,639	1,900
52	26,211	20,074	8,324	5,830	17,242	13,313	5,396	3,789	8,742	6,792	2,742	1,938
53	30,261	22,944	8,686	5,970	19,891	15,214	5,627	3,879	10,081	7,759	2,857	1,983
54	35,623	26,773	9,038	6,118	23,395	17,750	5,843	3,973	11,851	9,048	2,965	2,030
55	43,106	32,144	9,426	6,268	28,293	21,311	6,092	4,068	14,326	10,859	3,090	2,078
56	54,291	40,188	9,802	6,416	35,619	26,638	6,325	4,157	18,028	13,568	3,206	2,122
57	72,819	53,573	10,192	6,578	47,753	35,502	6,570	4,258	24,160	18,076	3,329	2,173
58	—	—	10,588	6,740	—	—	6,818	4,359	—	—	3,453	2,223
59	—	—	10,980	6,902	—	—	7,064	4,460	—	—	3,576	2,274
60	—	—	11,364	7,050	—	—	7,301	4,549	—	—	3,694	2,318
61	—	—	11,752	7,214	—	—	7,545	4,656	—	—	3,816	2,372
62	—	—	12,124	7,354	—	—	7,776	4,741	—	—	3,932	2,414
63	—	—	12,490	7,504	—	—	8,004	4,836	—	—	4,046	2,462
64	—	—	12,828	7,652	—	—	8,208	4,930	—	—	4,148	2,509
65	—	—	13,178	7,804	—	—	8,428	5,026	—	—	4,258	2,557
66	—	—	13,488	7,950	—	—	8,613	5,114	—	—	4,350	2,601
67	—	—	13,800	8,118	—	—	8,804	5,223	—	—	4,446	2,655
68	—	—	14,106	8,268	—	—	8,992	5,313	—	—	4,540	2,700
69	—	—	14,426	8,442	—	—	9,197	5,425	—	—	4,642	2,756
70	—	—	14,724	8,624	—	—	9,381	5,546	—	—	4,734	2,817
71	—	—	15,029	8,788	—	—	9,573	5,648	—	—	4,830	2,868
72	—	—	15,325	8,970	—	—	9,756	5,769	—	—	4,921	2,928
73	—	—	15,651	9,154	—	—	9,969	5,891	—	—	5,028	2,989
74	—	—	15,949	9,316	—	—	10,153	5,992	—	—	5,120	3,040
75	—	—	16,267	9,510	—	—	10,357	6,124	—	—	5,222	3,106

※上記保険料には特約保険料を含みます。

※「契約年齢0~17歳の保険料」「終身払の契約年齢76~85歳の保険料」「年払・半年払保険料」につきましては、通販デスクまでご照会ください。

保障充実プラン

保険期間：終身
保険料払込期間：60歳払込満了もしくは終身払

保障内容	日額10,000円プラン		日額5,000円プラン	お支払事由	
主契約	入院 ガン入院給付金	日帰り入院から入院5日目まで一律 50,000円 入院6日目以降は1日につき 10,000円	日帰り入院から入院5日目まで一律 50,000円 入院6日目以降は1日につき 10,000円	日帰り入院から入院5日目まで一律 25,000円 入院6日目以降は1日につき 5,000円	ガンの治療を目的として入院されたとき
	手術 ガン手術給付金	手術1回につき 20万円	手術1回につき 20万円	手術1回につき 10万円	ガンの治療を目的として手術を受けられたとき
診断	ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18) ガン診断給付金	1年以内1回を限度回数制限なし 1回につき 200万円	1回につき 100万円	1回につき 50万円	ガンと診断確定されたとき(再発・転移による入院を含む)
先進医療	ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18) ガン先進医療給付金	先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)	保険期間通算 2,000万円まで		ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いできません。



抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金月額			お支払事由
抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18) 抗ガン剤治療給付金	30万円	20万円	10万円	ガンの治療を目的として約款所定の抗ガン剤治療を受けられたとき
抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型) ガン治療通院給付金	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	ガンの治療を目的として通院されたとき(支払対象期間中は何日でも保障)

※同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

抗ガン剤治療とは?

- 点滴、注射、または飲み薬として服用することで体内に入り、血液中を流れて全身に広がり、局所だけでなく**全身に効能が及ぶ全身療法**です。
- 複数の薬を**組み合わせ併用する多剤併用療法**が一般的です。多剤併用療法とは、それぞれの薬の効能の相乗効果を狙うとともに、副作用を減らすことを目的としています。
- 手術や放射線療法の前にできるだけガンを小さくすることを目的として抗ガン剤を用いることもあります。

患者申出療養とは?

- 患者申出療養とは、未承認薬等を迅速に「保険外併用療養」として使用したいという患者の方からの申出を受けて、安全性・有効性等を確認したうえで、できる限り身近な医療機関で受けられるようにするための制度です。
- ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

お受取例

(保障充実プラン：日額10,000円(ガン診断給付金額：200万円)プランにご契約の場合)

肺ガンと診断確定され、15日間入院し、手術を受けた。その後、通院で抗ガン剤治療(週1回を3か月間、計12日間の通院)を受けた場合。

ガン診断給付金 200万円	+	ガン入院給付金 15万円 (1万円×15日分)	+	ガン手術給付金 20万円	+	抗ガン剤治療給付金 90万円 (30万円×3か月分)	+	ガン治療通院給付金 12万円 (1万円×12日分)	→	給付金合計 337万円
------------------	---	-------------------------------	---	-----------------	---	----------------------------------	---	---------------------------------	---	----------------

① お支払事由(お支払いできる場合)、給付に際しての制限事項につきましては、P.7~8をご確認ください。

保険料表

月払保険料
(口座振替扱・クレジットカード扱)

(基本プラン+抗ガン剤治療+ガンの通院治療)

プラン	日額10,000円プラン								日額5,000円プラン			
	200万円				100万円				50万円			
	60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
プランコード	8ヒ	8フ	8ヘ	8ホ	8マ	8ミ	8ム	8メ	8モ	8ヤ	8ユ	8ヨ
契約年齢(歳)	※保険料はご契約時のまま変わりません。(単位:円)											
18	5,481	6,381	4,306	5,139	4,000	4,594	3,154	3,707	2,049	2,346	1,621	1,897
19	5,664	6,594	4,416	5,248	4,126	4,741	3,230	3,776	2,112	2,420	1,659	1,932
20	5,867	6,818	4,517	5,383	4,268	4,895	3,296	3,869	2,183	2,498	1,692	1,978
21	6,061	7,058	4,635	5,512	4,400	5,062	3,376	3,954	2,249	2,581	1,732	2,021
22	6,284	7,307	4,745	5,659	4,553	5,231	3,448	4,054	2,326	2,666	1,768	2,071
23	6,506	7,573	4,882	5,800	4,702	5,414	3,543	4,147	2,401	2,758	1,815	2,117
24	6,767	7,851	5,008	5,960	4,885	5,601	3,624	4,255	2,493	2,852	1,856	2,171
25	7,047	8,157	5,142	6,116	5,080	5,812	3,713	4,357	2,591	2,958	1,900	2,222
26	7,327	8,501	5,299	6,299	5,270	6,050	3,820	4,483	2,686	3,078	1,954	2,285
27	7,644	8,858	5,470	6,483	5,490	6,297	3,939	4,606	2,797	3,203	2,013	2,347
28	7,957	9,237	5,631	6,669	5,699	6,560	4,044	4,730	2,902	3,335	2,066	2,409
29	8,317	9,652	5,825	6,878	5,944	6,845	4,180	4,872	3,025	3,478	2,134	2,480
30	8,718	10,097	6,020	7,092	6,225	7,152	4,313	5,017	3,167	3,632	2,200	2,552
31	9,149	10,532	6,217	7,319	6,523	7,441	4,443	5,170	3,316	3,778	2,265	2,629
32	9,602	11,060	6,430	7,551	6,834	7,810	4,586	5,326	3,473	3,963	2,337	2,707
33	10,099	11,590	6,650	7,792	7,174	8,168	4,733	5,487	3,644	4,143	2,410	2,787
34	10,640	12,203	6,880	8,045	7,548	8,596	4,886	5,656	3,831	4,358	2,487	2,872
35	11,221	12,838	7,132	8,305	7,945	9,033	5,056	5,833	4,031	4,578	2,572	2,960
36	11,878	13,529	7,405	8,573	8,403	9,508	5,242	6,011	4,261	4,817	2,665	3,049
37	12,566	14,278	7,680	8,846	8,874	10,026	5,425	6,192	4,498	5,077	2,756	3,140
38	13,339	15,074	7,975	9,118	9,407	10,572	5,624	6,373	4,766	5,352	2,856	3,230
39	14,183	15,937	8,278	9,401	9,989	11,167	5,827	6,564	5,058	5,651	2,957	3,326
40	15,115	16,866	8,599	9,679	10,630	11,810	6,041	6,753	5,380	5,975	3,064	3,420
41	16,132	17,879	8,934	9,952	11,333	12,520	6,263	6,935	5,733	6,332	3,175	3,511
42	17,282	18,960	9,287	10,227	12,130	13,271	6,499	7,126	6,134	6,710	3,293	3,607
43	18,557	20,135	9,682	10,489	13,012	14,090	6,768	7,305	6,578	7,122	3,428	3,696
44	19,978	21,416	10,091	10,740	13,990	14,980	7,045	7,477	7,069	7,570	3,566	3,782
45	21,621	22,852	10,514	10,975	15,130	15,982	7,330	7,635	7,642	8,074	3,709	3,861
46	23,464	24,481	10,954	11,213	16,402	17,127	7,625	7,798	8,282	8,651	3,856	3,943
47	25,629	26,322	11,433	11,440	17,910	18,414	7,951	7,954	9,040	9,300	4,019	4,021
48	28,102	28,452	11,904	11,668	19,617	19,908	8,263	8,109	9,898	10,052	4,175	4,098
49	31,034	30,893	12,416	11,886	21,643	21,603	8,608	8,258	10,917	10,907	4,348	4,173
50	34,550	33,844	12,941	12,104	24,077	23,665	8,956	8,406	12,141	11,946	4,522	4,247
51	38,862	37,460	13,515	12,317	27,061	26,189	9,345	8,546	13,641	13,217	4,716	4,317
52	44,244	41,982	14,102	12,539	30,784	29,345	9,738	8,695	15,513	14,808	4,913	4,391
53	51,131	47,797	14,724	12,774	35,551	33,406	10,159	8,855	17,911	16,855	5,123	4,471
54	60,262	55,524	15,358	13,026	41,871	38,794	10,583	9,025	21,089	19,570	5,335	4,556
55	72,992	66,367	16,027	13,277	50,687	46,363	11,036	9,194	25,523	23,385	5,562	4,641
56	92,016	82,624	16,690	13,532	63,869	57,702	11,477	9,361	32,153	29,100	5,782	4,724
57	123,539	109,696	17,390	13,814	85,713	76,584	11,952	9,552	43,140	38,617	6,020	4,820
58	—	—	18,092	14,092	—	—	12,424	9,737	—	—	6,256	4,912
59	—	—	18,800	14,380	—	—	12,904	9,932	—	—	6,496	5,010
60	—	—	19,500	14,647	—	—	13,375	10,107	—	—	6,731	5,097
61	—	—	20,195	14,930	—	—	13,847	10,300	—	—	6,967	5,194
62	—	—	20,874	15,189	—	—	14,306	10,471	—	—	7,197	5,279
63	—	—	21,548	15,465	—	—	14,766	10,660	—	—	7,427	5,374
64	—	—	22,175	15,732	—	—	15,186	10,840	—	—	7,637	5,464
65	—	—	22,792	15,997	—	—	15,604	11,018	—	—	7,846	5,553
66	—	—	23,384	16,272	—	—	16,007	11,202	—	—	8,047	5,645
67	—	—	23,949	16,562	—	—	16,390	11,399	—	—	8,239	5,743
68	—	—	24,499	16,827	—	—	16,764	11,569	—	—	8,426	5,828
69	—	—	25,054	17,136	—	—	17,149	11,781	—	—	8,618	5,934
70	—	—	25,585	17,453	—	—	17,515	12,002	—	—	8,801	6,045
71	—	—	26,103	17,749	—	—	17,869	12,202	—	—	8,978	6,145
72	—	—	26,604	18,050	—	—	18,212	12,409	—	—	9,149	6,248
73	—	—	27,116	18,350	—	—	18,569	12,615	—	—	9,328	6,351
74	—	—	27,601	18,625	—	—	18,901	12,798	—	—	9,494	6,443
75	—	—	28,077	18,936	—	—	19,227	13,018	—	—	9,657	6,553

※上記保険料には特約保険料を含みます。

※「契約年齢0~17歳の保険料」「終身払の契約年齢76~85歳の保険料」「年払・半年払保険料」につきましては、通販デスクまでご照会ください。

！ご契約時にご確認いただきたいことから

大事なところだから
必ず確認してね。



ガンに関する保障の責任開始について

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は保険料の払込方法に関わらず、責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。



注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

配当金について

この保険には、主契約・特約とも契約者配当金はありません。

保障内容について

給付金等		お支払事由(お支払いできる場合)	給付に際しての制限事項等
主契約	ガン入院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで1日以上入院されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。 ガン入院給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとのお支払いします。
	ガン手術給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ガン手術給付金のお支払回数に限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金はお支払いできません。 同時に複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1種類の手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。
特約	ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ガン診断給付金がお支払されることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ガン診断給付金がお支払されることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。 ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。 ガン診断給付金がお支払されることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いできません。
	ガン先進医療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	<ul style="list-style-type: none"> 同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命の先進医療関係特約(先進医療特約、先進医療特約α、先進医療特約(無解約返戻金型)、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約α、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)等)を複数契約することはできません。 ガン先進医療給付金は、受療した先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)をお支払いします。なお、保険期間を通じて2,000万円が限度です。 先進医療とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。 ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。
	抗ガン剤治療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として約款所定の抗ガン剤治療を受けられたとき 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療 約款所定の先進医療による療養 約款所定の患者申出療養による療養 上記以外に、ガンを通応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療 	<ul style="list-style-type: none"> 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。 抗ガン剤治療給付金のお支払いはお支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)・L02(内分泌療法)・L03(免疫賦活薬)・L04(免疫抑制薬)・V10(治療用放射性医薬品)に分類される薬剤をいいます。 お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 注射による投与が医師^注により行われた場合:医師^注によりその抗ガン剤が投与された日 ② 経口による投与が行われた場合:医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日(ただし、被保険者が生存している日に限ります) ③ ①②に該当しない場合:医師がその抗ガン剤を処方した日 注 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。
	ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき 次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間 <ul style="list-style-type: none"> ガンが再発したと診断確定されたとき ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき ガンが新たに生じたと診断確定されたとき ガンの治療を目的として入院されたとき ※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。 	<ul style="list-style-type: none"> 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。 次の通院についてはガン治療通院給付金のお支払対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> 検査や経過観察のための通院 美容上の処置による通院 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院 ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等 次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 1日に2回以上通院された場合 2つ以上のガンの治療のために通院された場合 主契約からガン入院給付金がお支払される場合、ガン入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

保険料の払込免除について

この保険は、保険料の払込免除を**お取り扱いしません。**

解約返戻金について

- 保険料払込期間中に解約された場合には**解約返戻金はありません。**ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いみいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。
- 各特約には保険期間を通じて**解約返戻金はありません。**
- 解約されますとご契約は消滅しますので、以後の**保障はなくなります。**
- 被保険者がお亡くなりになられたとき、解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
 - ※保険料払込期間中に死亡された場合には死亡時返戻金はありません。
 - ※60歳払込満了タイプのご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いみいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン入院給付金日額の10倍)と同額を死亡時返戻金としてお受け取りいただけます。

ご契約が無効となる場合について

被保険者が告知時以前からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、主契約・特約とも無効となり、給付金等は**お支払いできません。**この場合、すでに払い込まれた保険料はお戻しします。※告知時以前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた保険料はお戻ししません。ただし、解約返戻金があるときはこれをお支払いします。

お申し込み方法について



お申し込み前に
しっかり読んでね。

1 ご契約いただく前に必ずお読みください。

- この商品についてのご確認いただきたいことがP.7~8に記載しておりますので、**契約概要** **注意喚起情報** **ご契約のしおり(抜粋)**とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みください。
- これらの書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」「第1回保険料のお払込みについて」等、お客さまにとって不利益となる部分については、**しっかりとお読みください。**
- ご契約年齢は月払・口座振替の場合、責任開始日の属する月の翌月1日(契約日)時点での満年齢となります。
※保険契約上の保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
- 告知の内容、ご職業・年齢等によっては、お引受けできない場合があります。また、三井住友海上あいおい生命保険契約の解約歴や失効歴、無効歴のあるお客さまのお申し込みにつきましても、お取扱いをお断りすることがありますのでご了承願います。
- 三井住友海上あいおい生命の先進医療関係特約(先進医療特約、先進医療特約α、先進医療特約(無解約返戻金型)、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約αを含む)をすでにご契約いただいている場合には、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)なしでご契約いただけます。(先進医療関係特約は複数契約することはできません。)この場合保険料が変わりますので、通販デスク(通話料無料)にお問い合わせください。
- ご契約をお申し込みの際、またはご契約成立後に三井住友海上あいおい生命の委託した者が、お申込内容や告知内容についてのご確認にお伺いすることがあります。

2 次に、同封されている以下の4つの書類に必要事項をご記入ください。

- 申込書 意向把握シート兼 意向確認書 告知書 預金口座振替依頼書 兼 クレジットカード支払申込書
- ※告知内容によってはご契約をお引受けできない場合やご契約内容が変更となる場合があります。

3 4つの書類を返信用封筒に入れてポストに投函してください。

4 お申込書類を受け付けたあとは、通常以下のスケジュール(例)ですすめさせていただきます。

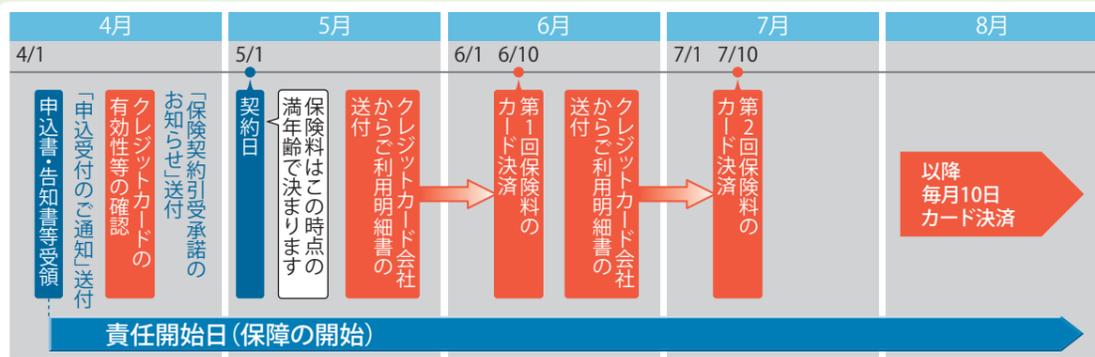
- 保険料のお支払い方法は、クレジットカード払と口座振替からお選びいただけます。

クレジットカード払を選択された場合

＜月払・クレジットカード決済が10日の場合の例＞
カード決済日やスケジュールはお客さまのクレジットカード規約に基づきます。以下の例は一般的な例ですので、詳しくはご指定いただいたクレジットカードの利用規約をご確認ください。

ご利用いただけるクレジットカード

これらのマークのある、契約者ご本人さま名義のクレジットカードがご利用いただけます。



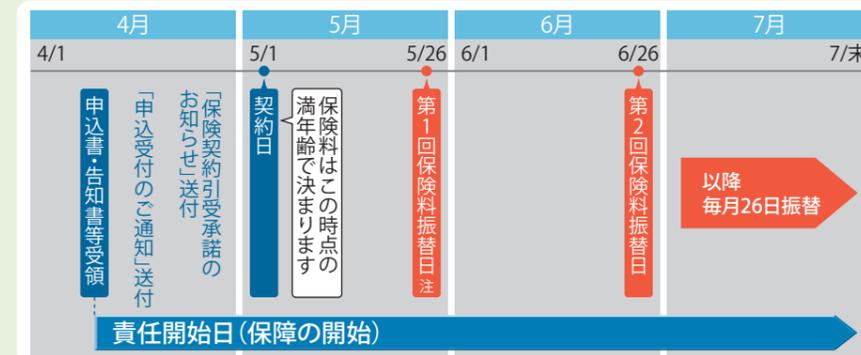
- クレジットカードの有効性等の確認時期に関わらず、三井住友海上あいおい生命がお引受けすることを承諾した場合には、三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
- 月払契約の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 1契約あたり、1回分の保険料が月払は5万円以下、半年払・年払は10万円以下の場合に限ります。
※有効性等の確認ができなかった場合は、以下のいずれかの手続きが必要となります。
 - ・別のクレジットカードで、手続きをしていただきます。
 - ・保険料払込方法(経路)を口座振替等に変更していただきます。
- ※保険契約上の必要書類が完備せず、手続きが遅れた場合
 - ・最初に行った有効性等の確認の有効期限が切れた場合、再度有効性等の確認を行います。この結果、有効性等が確認できなかった場合は、上記と同様の手続きが必要となります。
 - ・第1回保険料のカード決済が第2回保険料と同月に行われることがあります。
- ※保険契約が成立しなかった場合
 - ・ご提出いただいたクレジットカード支払申込書は無効とし、お客さまに返却はいたしません。

ガンに関する給付責任は、ご契約後、一定期間を経過したあとに開始します。詳しくはP.7の「ガンに関する保障の責任開始について」をご覧ください。

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、三井住友海上あいおい生命受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

口座振替を選択された場合

＜月払・口座振替の例＞



お払込のご都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。

第1回保険料の払込期間	責任開始日からその翌月末日まで
第1回保険料の払込猶予期間	上記払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌々月末日まで

ガンに関する給付責任は、ご契約後、一定期間を経過したあとに開始します。詳しくはP.7の「ガンに関する保障の責任開始について」をご覧ください。

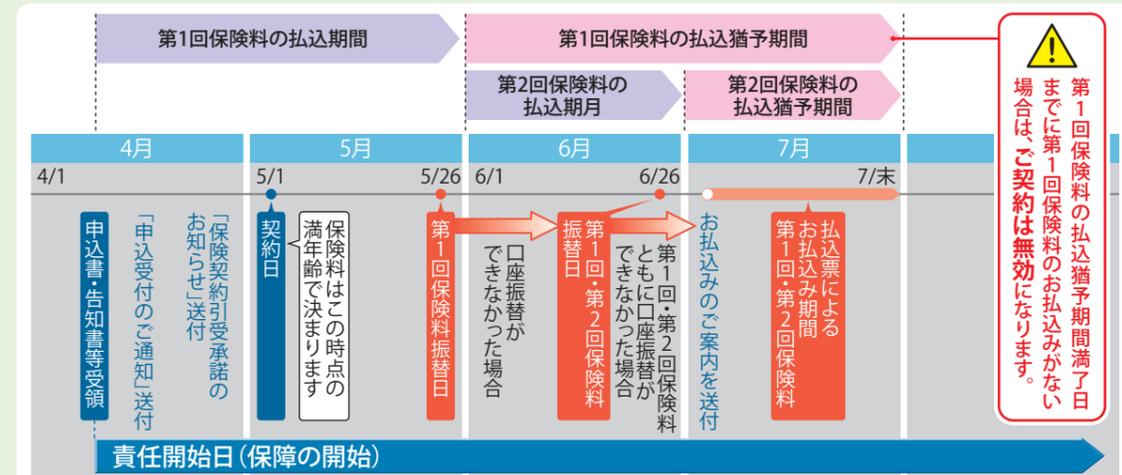
- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
- 月払契約の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 契約日の属する月の26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)に、ご指定口座から第1回保険料をお振替いたします。以後、毎月26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)にご指定口座からお振替いたします。ご指定の金融機関により、上記口座振替日が27日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)となる場合があります。
- 注 お申込みをいただく時期、ご契約の成立時期等により、第1回保険料の口座振替日に口座振替できない場合は、翌月の所定の口座振替日(第1回保険料の払込猶予期間中)に、指定口座へご請求します。(保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、三井住友海上あいおい生命受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

●第1回保険料のお払込みについて(月払・口座振替の場合)

第1回保険料は払込期間内にお払込みください。

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに、第1回保険料のお払込みがなかった場合
＜口座振替日が毎月26日の場合＞ ※口座振替日は金融機関により異なります



第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。

- この場合、次のとおりお取扱いします。
- お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 下記のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- また、保険料の変更を伴う各種お手続き(ガン入院給付金日額の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取扱いとなります。

以下の点にご注意ください。

- 第1回保険料の払込猶予期間中の口座振替日に保険料が口座振替できなかった場合は、三井住友海上あいおい生命がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内に保険料をお払込みください。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに給付金等のお支払事由が生じた場合、三井住友海上あいおい生命は第1回保険料*を給付金等から差し引きます。なお、お支払いする給付金等の金額が第1回保険料*に不足する場合には、三井住友海上あいおい生命は給付金等をお支払いいたしません。
- ※第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。